

千葉県医師修学資金貸付制度に係る勤務期間算定要領

千葉県健康福祉部医療整備課

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県医師修学資金貸付制度における勤務期間の算定に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 常勤勤務

週あたり31時間以上を基本として勤務すること。

二 非常勤勤務

上記以外

(基本的な考え方)

第3条 千葉県医師修学資金貸付制度において義務履行中の者の勤務期間の算定の対象となる勤務形態は、常勤勤務を基本とする。

2 県が勤務内容・時間等を確認した非常勤勤務については、次項各号のいずれにも該当する場合に限り、当該勤務時間に応じた期間の常勤勤務に換算することができる。

一 当該勤務について、主たる勤務先等の了解を得ていること。

二 従事要件を満了できること。

3 勤務形態にかかわらず、勤務期間の算定は、医療機関毎に行ったうえで1年毎に合算し、その際、1年を超えた分は切り捨てることとする。

(換算方法)

第4条 非常勤勤務については、別に定める換算方法等により、非常勤勤務の勤務期間を常勤勤務の勤務期間として換算し、常勤勤務の勤務形態による勤務期間とみなすことができる。

附則

この要領は、令和5年3月31日から施行する。